

# 第6期多可町障がい福祉計画

(第2期多可町障がい児福祉計画を含む)



令和 3年 3月  
多 可 町



# 目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画策定の体制.....	2
5 計画の推進体制.....	3
第2章 計画の基本理念・目標・視点.....	4
1 計画の基本理念.....	4
2 計画の基本目標.....	4
3 計画の基本的な視点.....	5
第3章 多可町における障がい者の状況.....	6
1 アンケート調査（放課後等デイサービス）.....	6

## 第4章 第6期障がい福祉計画

### (第2期障がい児福祉計画を含む) ..... 11

1 計画の期間.....	11
2 計画で定める事項.....	11
3 令和5年度に向けた数値目標の設定.....	12
4 障がい福祉サービス等の見込量及び確保の方策.....	27
5 地域生活支援事業の充実.....	34
6 障がい児通所支援サービス等の見込量及び確保の方策.....	49

### 資料編 ..... 51



# 計画の概要

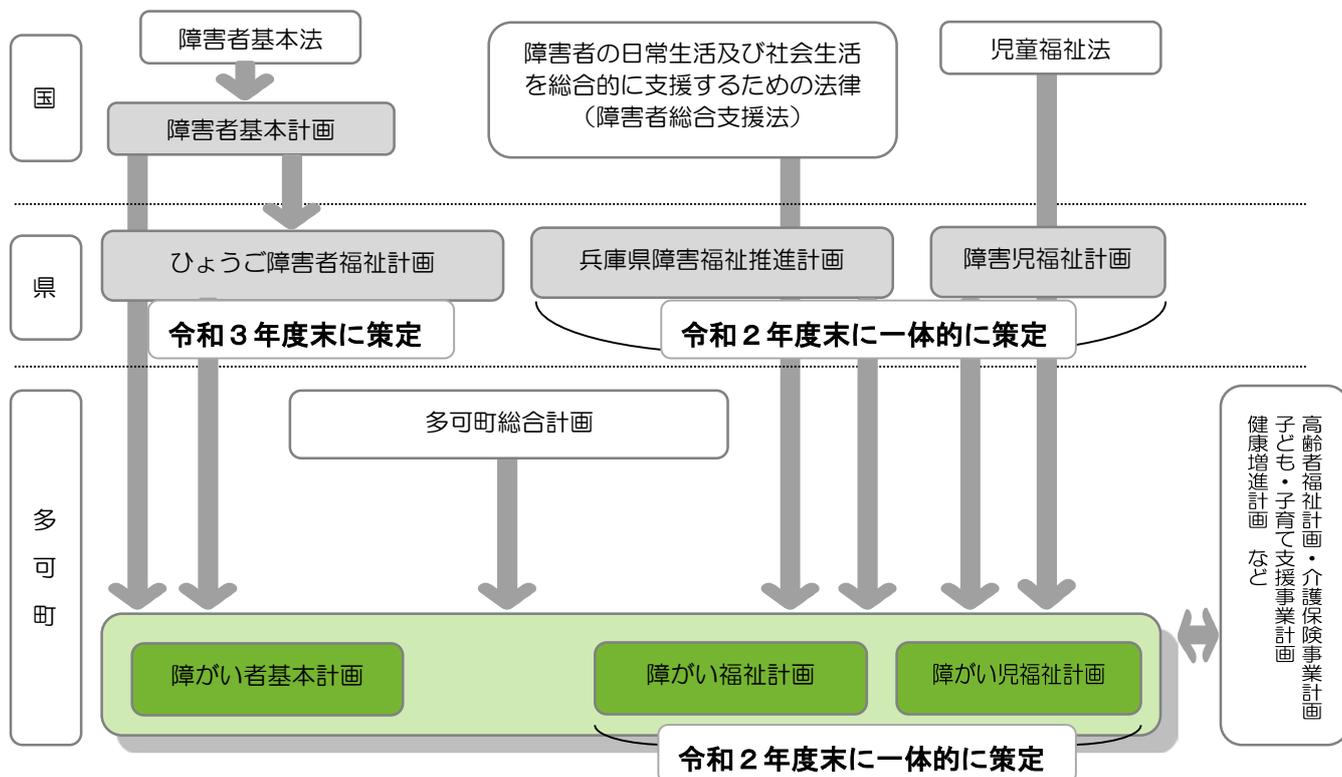
## 1 計画策定の趣旨

「第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画を含む）」が令和2年度をもって計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況や国や兵庫県の動向を踏まえつつ、「第6期障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画を含む）」を策定し、障がいのある人の生活を支えるための具体的な取り組みを明らかにします。

## 2 計画の位置づけ

障がい福祉計画は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するもので、障がい児福祉計画は児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、一体的に策定します。

図 計画の位置づけ



## ◆ 第1章 計画の概要

### 3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3か年について、障がい福祉計画は第6期計画期間とし、障がい児福祉計画は第2期計画期間とします。

なお、障がい者関連施策の変化や、障がい者のニーズ、社会情勢の変化などに対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

図 計画の期間

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
第1次多可町総合計画					第2次多可町総合計画（平成29年度～令和8年度）							
第2期多可町障がい者基本計画					第3期多可町障がい者基本計画							
第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		第6期障がい福祉計画				
							第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画			

一体的に策定

### 4 計画策定の体制

#### （1）障がい福祉計画（障がい児福祉計画を含む）の策定に係る検討部会の設置

計画を検証し、策定する場として、「多可町障害者総合支援協議会計画検討部会」を設置し、重点項目や施策について審議を行いました。

この部会には、3障がいの当事者団体、支援者、教育、事業所、労働などの関係者に参画いただき、幅広い意見の集約を行いました。

#### （2）障がい者団体、事業所、ボランティア団体などとの意見交換

この計画を作るうえで、障がい者自身の声や最前線で支援する方々の意見は欠かすことができません。

アンケート調査や意見交換では、それぞれの専門分野の課題や問題点だけでなく、障がい者施策全般にわたる意見をいただきました。

## 5 計画の推進体制

この計画の各分野における課題は、多可町の課題として取り組むべきものから、多可町だけでなく近隣市町と連携して取り組むべきものまで様々です。

多可町の課題については、多可町福祉課が中心となることはもちろんですが、多可町障害福祉サービス等事業所連絡会を通じて町内の各事業所と連携しながら取り組んでいきます。実施状況の検証・把握・点検については、多可町障害者総合支援協議会を中心に協議していきます。

広域的な課題については、北播磨5市1町で北播磨障がい福祉ネットワーク会議を設置しており、①地域の関係機関のネットワーク構築、②障がい福祉サービスなどの公平性の確保、③相談支援に関する情報交換・情報共有、④地域資源の開発・改善、⑤障がい者の就労支援などについて協議を行っています。



## 計画の基本理念・目標・視点

本計画は、第3期障がい者基本計画の基本理念・基本目標・基本的な視点を継承します。

### 1 計画の基本理念

この計画は、ライフステージのすべての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意思で選択し、行動し、可能な限り自立した生活を創造するための「リハビリテーション」の理念と、障がいは単なる身体的又は精神的属性で誰もがその可能性を持つものであり、常に、障がいのある人もない人もともに生活できる社会こそが正常な社会であるという「ノーマライゼーション」の理念を基本理念とします。

また、障がいのあるなしや、それぞれの違いを超えて、すべての生活者を前提としたものづくりや環境づくりをすすめる、障がいのある人が、住みなれた地域でその能力を最大限に発揮しながら、自立した生活を送れる環境を整備し、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、自立し、社会参加できる「ユニバーサルデザイン」によるまちづくりを目指します。

### 2 計画の基本目標

『みんなが笑顔で』

「笑顔」は、人をしあわせにします。みんなが「平等」に「笑顔」になれるように。

『みんなが住みたくなるまちを』

「笑顔」に人はあつまります。みんなが「笑顔」のまちは、みんなが住みやすいまちです。

『みんなで作る』

みんなが主役です。障がいがあってもなくても、大人も子どもも高齢者も、みんなが参加し達成感を感じると「笑顔」が生まれます。

### 3 計画の基本的な視点

基本目標を達成するために、次の視点をもとに各施策を効果的に推進していきます。

#### (1) 「あたりまえ」の視点

「思いを伝える・伝わる」「新聞を読む」「テレビを見る」「働く」「行きたいところに行く」「学ぶ」「育てる」など、保障されていてあたりまえです。

計画の策定、そして推進していく上で絶対に忘れてはならない視点です。

#### (2) 「ともに」生きる、「ともに」支えあう

障がいやさまざまなハンディを持つ人があたりまえに社会に参加し、互いに支えあひながら、一人ひとりの人権を擁護し、より良い環境を育む社会の実現を目指し、地域で暮らしたいと望む人すべてが暮らし続けていくことができるような地域づくりを推進します。

#### (3) みんなで支える支援

障がいのある人が、希望する生活を自ら選択、決定し、住みなれた地域で可能な限り自立した生活を送るためには、相談支援体制や各種サービスの充実が不可欠できません。

そして、個々のサービスでは支援に限界があっても、たくさんの支援者が集まり支えあうことで課題の克服につながります。

支援者が協力し、「みんなで支える」視点を持ってこの計画を推進します。

#### (4) 一貫した支援

障がいを早期に発見し、支援を必要とする子どもや保護者への適切な相談・療育体制の充実を図ります。

そのために、福祉・保健・教育・就労などの関係課や関係機関との連携を一層強化し、一人ひとりの将来を見据えた、乳幼児期から就園、就学、就労、職場への定着に至るまでの一貫した支援体制の確立を目指します。

また、乳幼児期から高齢期までのライフステージにおいて、障がいの特性に応じて、障がい者やその家族に対する一貫した相談支援体制の確立に努めます。



## 多可町における障がい者の状況

### 1 アンケート調査（放課後等デイサービス）

#### （1）調査の概要

##### ① 調査目的

多可町内には現在1か所の放課後等デイサービスの事業所がありますが、平成30年度から3年間で、新たに、もう1か所開設されることを見込んでおりました。

しかしながら、今のところ、開設には至っておりません。

そこで、「多可町で放課後等デイサービスを開設していただくには、どうしていけばよいか」という視点から、今後の施策展開の基礎資料とするために調査を実施しました。

##### ② 調査対象

令和元年度中に、放課後等デイサービス、児童発達支援、障がい児タイムケアなどのサービスを利用していた多可町在住の障がい児等のご家族

##### ③ 調査方法

郵送による配布・回収

##### ④ 調査期間

令和2年4月22日～令和2年5月8日

## (2) 回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
18 通	10 通	55.6%

- ・問1 (1つに☑) で回答 10
- ・問2 (1つに☑) で回答 10
- ・問3 (複数☑可) で回答 10 …… (6人が1つ回答、2人が2つ回答)
- ・問4 (1つに☑) で回答 10
- ・問5 記述あり
- ・問6 (複数☑可) で回答 10 …… (6人が1つ回答、2人が2つ回答)
- ・問7 (4つまで☑可) で回答 30 …… (5人が4つ回答、3人が3つ回答、1人が1つ回答)
- ・アンケートについてのご意見 (記述あり)

## (3) 調査結果

### 問1 お住まいはどこですか。(1つに☑)

「①中区」が4人(40%)、「②加美区」が3人(30%)、「③八千代区」が3人(30%)と、各区から均等に回答していただいた状況です。

### 問2 今、障がい児のサービスを利用していますか。(1つに☑)

「①利用している」が8人(80%)で、「②利用していない」が2人(20%)です。

「①利用している」の8人の地区ごとの内訳は、中区が4人(40%)、加美区が3人(30%)、八千代区が1人(10%)です。

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

問3 問2で「①利用している」に☑した方へ。どのサービスを利用していますか。 (複数☑可)

「①放課後等デイサービス」が3人(30%)、「②児童発達支援を利用している」が2人(20%)、「③障がい児タイムケア」が4人(40%)、「④その他」が1人(10%)です。

なお、「④その他」は1人で「日中一時支援、ショートステイ、訪問看護」を利用されています。

問4 もし、多可町内に放課後等デイサービスの事業所ができれば、利用しようと思いませんか。  
(1つに☑)

「①利用する」が2人(20%)、「②利用するかもしれない」が5人(50%)、「③どちらともいえない」が2人(20%)、「④利用しないかもしれない」が1人(10%)です。

利用の可能性の高い「①利用する」あるいは「②利用するかもしれない」が合わせて7人(70%)で、その地区ごとの内訳は、中区が2人(20%)、加美区が2人(20%)、八千代区が3人(30%)です。

問5 問4で、「③どちらともいえない」、「④利用しないかもしれない」、「⑤利用しない」のいずれかに☑をした方は、理由をお書きください。

【他市町の放課後等デイサービスを利用】

西脇市の事業所を利用しているが、父親が勤務先から近いので、帰りに迎えに行ってもらっているので便利が良いから

【児童発達支援を利用】

児童発達支援を現在利用しているが、医療的ケアが目的であるため、ASD・ADHD・知的障がいの診断を受けていないため

【障がい児タイムケアを利用】

現在、タイムケアでお世話になっており、本人が職員の方々と信頼関係も出来ており、環境を新たな所に変えることに抵抗がある。

問6 もし、多可町内に放課後等デイサービスの事業所ができるとしたら、どの地域なら利用しますか。

(複数可)

「①中区なら利用」が5人(50%)、「②加美区なら利用」が2人(20%)、「③八千代区なら利用」が3人(30%)です。

「①中区なら利用」の5人の居住地区は、中区が3人、加美区が1人、八千代区が1人です。

「②加美区なら利用」の2人は、2人とも居住地区も加美区です。

「③八千代区なら利用」の3人も、3人とも居住地区も八千代区です。

「居住地区であれば利用するかもしれない」という気持ちを反映した結果と考えますが、加美区、八千代区のそれぞれ1人ずつ「中区」でも利用するかもしれないという気持ちがあるようです。

問7 もし、多可町内に放課後等デイサービスの事業所ができるとしたら、どのようなことを求めますか。

(4つまで可)

- ① 平日の放課後の時間に利用したい
- ② 学校に迎えに行き預かり、家まで送ってきてほしい
- ③ 土日祝日に利用したい
- ④ 子どもの特性や学力に合わせて学習の支援をしてほしい
- ⑤ 子どもの気持ちを受け止めてくれるスタッフの配置
- ⑥ 友達を作りやすい環境
- ⑦ 体を動かし運動する・遊ぶ機会をつくってくれる
- ⑧ 子どもの好奇心をつかむプログラムなどをうまく取り入れている
- ⑨ その他

### ◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

「平日の放課後の時間に利用したい」が6人(20%)、「学校に迎えに行き預かり、家まで送ってきてほしい」が6人(20%)、「子どもの特性や学力に合わせて学習の支援をしてほしい」が5人(17%)、「子どもの好奇心をつかむプログラムなどをうまく取り入れている」が5人(17%)、「土日祝日に利用したい」が4人(13%)、「子どもの気持ちを受け止めてくれるスタッフの配置」が1人(3%)、「友達を作りやすい環境」が1人(3%)、「その他」が2人(7%)となっています。

「その他」の具体例

〈具体例1〉

上記の分は、すべてを希望するのと、医療的ケアがあるので、看護師さんの配置があればと思う。

〈具体例2〉

ABAを取り入れた個別の療育プログラム

#### このアンケートについてのご意見等

〈ご意見1〉

障がい区別がないのであれば、肢体不自由な子ども安心して預けられる空間があればと思います。

〈ご意見2〉

新しい事業者(所)が出来ることは、私達からすれば、選択肢も多くなりとても有難いことです。

〈ご意見3〉

すべての放課後等デイサービスが、そうであるわけではないが、なかには支援内容は表向きでも、療育の中身は機能せず、預かりが目的となっている事業所もあるため、開設される際は、療育の意味をしっかりと理解しているスタッフと支援がしやすい環境を整えていく必要があると思う。



## 第6期障がい福祉計画

### (第2期障がい児福祉計画を含む)

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として、また、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として一体的に策定するもので、平成30年3月に策定された「第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画を含む）」の見直しを行い、多種多様な障がい福祉サービスが今後3年間でどのくらい必要となるのか、また、そのサービス量を確保するための方策を定めるものです。

近年、障がいのある人が重度化・高齢化してきていること、精神障がいのある人がサービスを利用する場面が増えてきていること、障がいのある人をサービス利用に繋げていく相談支援専門員が不足していること、障がい福祉サービス等が多様化するなかで必要なサービスを適切に提供する体制の整備が求められていることが明らかになってきました。

これらの状況を踏まえて、計画の策定を進めていきます。

#### 1 計画の期間

障がい福祉計画は、3年を1期として策定することとされており、今期（第6期）においては、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とします。

また、障がい児福祉計画も3年を1期として策定することとされており、今期（第2期）においては、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とします。

#### 2 計画で定める事項

- (1) 令和5年度に向けた数値目標の設定
- (2) 令和5年度までの障がい福祉サービス等の見込量及び確保の方策
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (4) 令和5年度までの障がい児通所支援サービス等の見込量及び確保の方策

## 3 令和5年度に向けた数値目標の設定

## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末（令和2年3月31日）時点の施設入所者を基準に、令和5年度末時点における「入所者削減数」及び「地域生活移行者数」の目標値を設定します。

福祉施設の「入所者削減数」は、令和5年度末に、令和元年度末25人の第6期目標1.6%以上削減（1人）で、24人となることを目標とします。

また、福祉施設入所からの「地域生活移行者数」は、令和5年度末に、令和元年度末25人の第6期目標6.0%以上移行（2人）することを目標とします。

## ① 入所者削減数

《施設入所者数推移》

（単位：人）

項目	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
	【基準値】 (a)	【実績】	【実績】	【見込み】	【目標値】
	(H29年3月)	(H31年3月)	(R2年3月)	(R3年3月)	(R3年3月)
入所者数 (b)	24	25	25	26	23
累計増減数 (c) = b - a (c/a)		1 (4.2%)	1 (4.2%)	2 (8.3%)	△1 (△4.2%)

《第6期計画目標値》

（単位：人）

項目	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【基準値】 (A)	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(R2年3月)	(R4年3月)	(R5年3月)	(R6年3月)
入所者数 (B)	25	26	25	24
累計増減数 (C) = B - A (C/A)		1 (4.0%)	0 (0.0%)	△1 (△4.0%)

## ② 地域生活移行者数

## 《地域生活移行者数推移》

(単位：人)

項目	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
	【基準値】 (a)	【実績】	【実績】	【見込み】	【目標値】
年間移行者	平成29年3月の入所者数は24人	0	1	0	1
累計移行者 (d) (d/a)		0 (0.0%)	1 (4.2%)	1 (4.2%)	3 (12.5%)

## 《第6期計画目標値》

(単位：人)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【基準値】 (A)	【目標値】	【目標値】	【目標値】	【目標値】
年間移行者	令和2年3月の入所者数は25人	0	0	1	1
累計移行者 (E) (E/A)		0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)	2 (8.0%)

## ③ 新規入所と地域生活移行の「入り繰り」

## 《新規入所者数と地域生活移行者数推移》

(単位：人)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【実績】	【実績】	【見込み】	【目標値】	【目標値】	【目標値】
新規入所者	1	1	1	0	0	0
地域生活移行者	0	1	0	0	1	1
上記以外退所者	2	0	0	0	0	0
入所者数	25	25	26	26	25	24

- ・ここでいう地域生活への移行とは、施設入所者が施設を退所し、グループホーム、一般住宅等へ生活の拠点を移した人（家庭復帰を含む）をいいます。

## 【国及び兵庫県の目標数値】

## 《施設入所者数》

国は令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末から1.6%以上削減することを目標としています。兵庫県の目標も国に準じます。

## 《地域生活移行者数》

国は令和5年度末で、令和元年度末の施設入所者数から6%以上が地域生活へ移行することを目標としています。兵庫県の目標も国に準じます。

◆ 第4章 第6期障がい福祉計画

(2) 精神障がい者を地域全体で支える体制の構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進します。

現在、加東健康福祉事務所を中心に北播磨圏域の5市1町で「北播磨圏域精神障害者地域移行・地域定着連絡会議」を設けて協議をしており、今後は各市町で協議の場の設置と協議を進めていきます。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にむけた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数とその内容

《協議の場の設置数推移》

(単位：か所)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	【実績値】	【実績値】	【見込値】
	(H31年3月)	(R2年3月)	(R3年3月)
設置数	0	1	1

《第6期計画目標値》

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(R4年3月)	(R5年3月)	(R6年3月)
設置数	1	1	1
開催回数	2	2	2
【参加者の内訳人数】			
保健関係	4	4	4
医療(精神科)	0	0	0
医療(精神科以外)	0	0	0
福祉関係	3	3	3
当事者及び家族	0	0	0
その他	0	0	0
【目標設定・評価】			
実施回数	1	1	1

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、地域移行の相談、一人暮らしの体験機会、緊急時の受入対応等の機能を包括する地域生活支援拠点等を整備し、地域で障がい者やその家族が安心して生活できる体制を確保します。

#### ≪地域生活支援拠点等を整備推移≫

(単位：か所)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	【実績値】	【実績値】	【見込値】
	(H31年3月)	(R2年3月)	(R3年3月)
整備数	0	0	0

#### ≪第6期計画目標値≫

(単位：か所)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(R4年3月)	(R5年3月)	(R6年3月)
整備数	1	1	1
運用状況の検証回数	1	1	1

- 令和2年度末までに整備することを目標としていましたが、24時間の相談受付体制、緊急時等の受入体制の整備が難しく、令和3年度中に整備することを目標とします。地域において複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）を目指します。

#### 【国及び兵庫県の目標数値】

国は令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証することとしています。兵庫県の目標も国に準じます。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設（※1）から一般就労へ移行した人（※2）は、毎年数人というのが近年の傾向です。就労継続支援A型・B型の事業所から一般就労に繋がるケースがあり、今後も更なる雇用の拡大を目指して、福祉施設や相談支援事業所等の関係機関との連携を深めていきます。

※1 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型をいいます。

※2 一般就労へ移行した人とは、一般に企業等に就職した人、在宅就労した人及び自ら起業した人をいいます。

#### 《一般就労移行者推移》

（単位：人）

項目	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
	【基準値】 (a)	【実績】	【実績】	【見込み】	【目標値】
年間移行者	平成28年度の 年間実績は 2人	3	4	1	1
累計移行者 (d) (d / a)		3 (0.0%)	7 (4.2%)	11 (4.2%)	3 (12.5%)

#### 《第6期計画目標値》

（単位：人）

項目	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【基準値】 (A)	【目標値】	【目標値】	【目標値】
年間移行者	令和元年度の 年間実績は 4人	2 (0.5倍)	2 (0.5倍)	6 (1.5倍)
【事業別の内訳人数】				
移行支援		—	—	1
就労継続支援A型		—	—	2
就労継続支援B型		2	2	3

#### 【国及び兵庫県の目標数値】

国は令和5年度中に令和元年度実績の1.27倍以上の人が一般就労へ移行することを目標としています。兵庫県の目標も国に準じます。

## ② 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

就労継続支援や就労移行支援を利用し、一般就労に移行する障がい者が増えていますが、町内・近隣市町に就労定着支援の事業所はなく、また、開設の見込みもないことから、利用は見込みません。

## 《就労定着支援の利用者・事業所》

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
	【実績】	【実績】	【見込み】	【目標値】
利用者数	0	0	0	1
事業所数	0	0	0	0
うち就労定着率80%以上の事業所数	0	0	0	0

平成30年度から令和2年度までの目標は、「就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が80%以上であること」でした。

## 《第6期計画目標値》

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【目標値】	【目標値】	【目標値】
利用者数	0	0	0
事業所数(a)	0	0	0
うち就労定着率80%以上の事業所数(b)	0	0	0
就労定着率80%以上の事業所割合 (b)/(a)	70%以上	70%以上	70%以上
一般就労移行者のうち、就労定着支援事業者の利用者割合	70%以上	70%以上	70%以上

## 【国及び兵庫県の目標数値】

国は各年度において、就労定着率80%以上の事業所割合が70%以上であることを目標としています。兵庫県の目標も国に準じます。

また、国は令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援を利用することを目指しています。兵庫県の目標も国に準じます。

◆ 第4章 第6期障がい福祉計画

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築及び重症心身障がい児・医療的ケア児への支援の充実を図ります。

《児童発達支援センターの設置》

(単位：か所)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	【実績値】	【実績値】	【見込値】
	(H31年3月)	(R2年3月)	(R3年3月)
設置数	0	0	0

《第6期計画目標値》

(単位：か所)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(R4年3月)	(R5年3月)	(R6年3月)
設置数	0	0	1

・令和5年度末に1か所設置する予定です。

【国及び兵庫県の目標数値】

国は令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを目標としています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置でも差し支えないとしています。兵庫県の目標も国に準じます。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを進めていきます。

《保育所等訪問支援を利用できる体制の構築》

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	【実績】	【実績】	【見込】
	(H31年3月)	(R2年3月)	(R3年3月)
体制の構築	—	—	—

≪第6期計画目標値≫

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【目標】	【目標】	【目標】
	(R4年3月)	(R5年3月)	(R6年3月)
体制の構築	—	—	構築する

- ・令和5年度末に利用できる体制を構築する予定です。

【国及び兵庫県の目標数値】

国は各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標としています。兵庫県の目標も国に準じます。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を整備していきます。

≪重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保≫

(単位：か所)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	【実績値】	【実績値】	【見込値】
	(H31年3月)	(R2年3月)	(R3年3月)
設置数	1	1	1

≪第6期計画目標値≫

(単位：か所)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(R4年3月)	(R5年3月)	(R6年3月)
設置数	1	1	1

- ・平成27年12月から「医療福祉センターのぎく」で事業を開始しています。

【国及び兵庫県の目標数値】

国は令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを目標としています。兵庫県の目標も国に準じます。

◆ 第4章 第6期障がい福祉計画

④ 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を整備していきます。

《重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保》

(単位：か所)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	【実績値】	【実績値】	【見込値】
	(H31年3月)	(R2年3月)	(R3年3月)
設置数	1	1	1

《第6期計画目標値》

(単位：か所)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(R4年3月)	(R5年3月)	(R6年3月)
設置数	1	1	1

- ・平成27年12月から「医療福祉センターのぎく」で事業を開始しています。

【国及び兵庫県の目標数値】

国は令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを目標としています。兵庫県の目標も国に準じます。

## ⑤ 重症心身障がい児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように重症心身障がい児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所を整備していきます。

## 《重症心身障がい児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保》

(単位：か所)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	【実績値】	【実績値】	【見込値】
	(H31年3月)	(R2年3月)	(R3年3月)
設置数	0	0	0

## 《第6期計画目標値》

(単位：か所)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(R4年3月)	(R5年3月)	(R6年3月)
設置数	0	0	0

- ・ここ数年は利用実績がなく、事業所の開設は見込みません。
- ・ここでいう「居宅訪問型児童発達支援」とは、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他必要な支援を行います。

## 【兵庫県独自の指標】

兵庫県は令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを目標としています。

◆ 第4章 第6期障がい福祉計画

⑥ 医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保

医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるように医療的ケア児の通所・居宅事業所を整備していきます。

《医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保》

(単位：か所)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	【実績値】	【実績値】	【見込値】
	(H31年3月)	(R2年3月)	(R3年3月)
設置数	1	1	1

《第6期計画目標値》

(単位：か所)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(R4年3月)	(R5年3月)	(R6年3月)
設置数	1	1	1

・平成27年12月から「医療福祉センターのぎく」で事業を開始しています。

【兵庫県独自の指標】

兵庫県は令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを目標としています。

## ⑦ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置していきます。

すでに北播磨障がい福祉ネットワーク会議内に医療的ケア児支援部会を設け、北播磨圏域の5市1町で協議をしております。

また、多可町内においても、要保護児童対策地域協議会内の個別ケース検討会議で協議をしております。

## 《医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置》

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	【実績値】	【実績値】	【見込値】
	(H31年3月)	(R2年3月)	(R3年3月)
協議の場の設置数	(1)	1	1
コーディネーターの配置人数	0	0	0

## 《第6期計画目標値》

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(R4年3月)	(R5年3月)	(R6年3月)
協議の場の設置数	1	1	1
コーディネーターの配置人数	0	0	1

- ・（ ）の数値は、障がい福祉と教育の分野の協議の場の設置数です。

## 【国及び兵庫県の目標数値】

国は令和5年度末までに各市町又は各圏域に、少なくとも1つ設置することを目標としています。兵庫県の目標も国に準じます。

ただ、兵庫県は県内の市町に対し、平成30年度中に障がい福祉と教育の分野については、協議の場を設置するよう求めていました。

◆ 第4章 第6期障がい福祉計画

⑧ 障がい児の相談に係る統一の窓口の整備

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を検討するとともに、障がい児の相談に係る統一の窓口を整備していきます。

障がい児にかかる知識を持った職員による統一の窓口として、「アスパルきっず」が、その機能を果たしています。

《障がい児の相談に係る統一の窓口の整備》

(単位：か所)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	【実績値】	【実績値】	【見込値】
	(H31年3月)	(R2年3月)	(R3年3月)
設置数	0	1	1

《第6期計画目標値》

(単位：か所)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(R4年3月)	(R5年3月)	(R6年3月)
設置数	1	1	1

【兵庫県独自の指標】

兵庫県は令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを目標としていました。令和3年度以降も確認する事項として列挙しています。

⑨ 発達障害者等に対する支援体制の整備

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の整備から進めていきます。

区分	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	5	5	5
ペアレントメンターの人数	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	0

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援専門員の数が少ない事業所が多いことから、これらの事業所の相談支援体制の充実・強化等を推進します。

### ① 基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施及び強化の体制の確保

地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援事業を行います。多可町としましては、福祉課、多可町障がい者相談支援センター、多可町障害福祉サービス等事業所連絡会「そうだん部会」の連携を通して、①総合相談・専門相談、②地域移行・地域定着、③地域の相談支援体制の強化の取組、④権利擁護・虐待防止といった基幹相談支援センターの機能は備えていると考えています。

#### 《第6期計画目標値》

(単位：か所)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(R4年3月)	(R5年3月)	(R6年3月)
体制の確保	確保している	確保している	確保している

#### 【国及び兵庫県の目標数値】

国は令和5年度末までに各市町又は各圏域に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標としています。兵庫県も国に準じます。

### ② 相談支援体制の充実・強化等に係るその他の項目の見込

区分	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件数	4	4	4
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件数	3	3	3
地域の相談支援事業者との連携強化の取組の実施	件数	3	3	3

◆ 第4章 第6期障がい福祉計画

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましく、自立支援審査支払等システム等を活用して請求の過誤を無くするための取組を行い、適正な運営を行っている事業所をさらに確保していきます。

多可町障害福祉サービス等事業所連絡会「そくだん部会」「くらし部会」「しごと部会」を中心に体制を確保していきます。

《第6期計画目標値》

区分	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修や市町職員に対して実施する研修の参加人数	人数	4	4	4
サービスの質の向上を図るための体制確保	体制の有無	有	有	有

(8) 町から福祉施設等への優先発注

障がい者就労施設等を利用する障がい者が地域でより自立した生活を送れるよう、障がい者就労施設等からの物品等の調達を促進していきます。

《町から福祉施設等への優先発注》

平成30年度【実績値】	令和元年度【実績値】	令和2年度【見込値】	説明
10件 4,425千円	11件 4,088千円	10件 4,000千円	シカ肉処理が増加し、毎年4,000千円前後の発注となっております。

《第6期計画目標値》

令和3年度【年間目標値】	令和4年度【年間目標値】	令和5年度【年間目標値】	説明
10件 4,000千円	10件 4,000千円	10件 4,000千円	今後も毎年4,000千円を見込みます。

## 4 障がい福祉サービス等の見込量及び確保の方策

## (1) 訪問系サービス

## ① サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者(障害支援区分1以上)の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介助や調理、掃除等の家事援助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者その他の障がい者であって(障害支援区分4以上)、常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動の困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	行動が著しく困難な知的・精神障がい者(障害支援区分3以上)に、行動する際に生じる危険回避のための援護や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護が必要な重度障がい者(障害支援区分6)に、居宅介護やその他複数の幅広いサービスを組み合わせた包括的な支援を行います。

## ② サービスの見込量

サービス名	単位	実績(見込)	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護	時間/月	222	220	220	220	
	人/月	19	20	20	20	
重度訪問介護	時間/月	0	60	60	60	
	人/月	0	1	1	1	
同行援護	時間/月	23	60	60	60	
	人/月	2	4	4	4	
行動援護	時間/月	0	0	0	0	
	人/月	0	0	0	0	
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	
	人/月	0	0	0	0	

## ◆ 第4章 第6期障がい福祉計画

### ③ 訪問系サービス見込量設定及び確保の方策

#### 【居宅介護】

町内に3つの事業所がありましたが、平成30年5月に事業所が1か所廃止となり、現在は2つの事業所となっております。今後も20名前後の利用を見込みます。

#### 【重度訪問介護】

平成26年度以降、利用者がいない状況ですが、令和3年度以降、1人程度の利用を見込みます。

#### 【同行援護】

平成30年度以降、毎年3人前後の利用であり、令和2年度はコロナ禍であまり利用が見込めない状況です。ただ、コロナ対策が進むことを見込み、令和3年度以降、4人程度の利用を見込みます。

#### 【行動援護】

近隣にサービス提供事業所がなく、また多可町内においても開設の情報はありませんので、令和3年度以降、利用を見込んでいません。必要な利用者については、移動支援事業（地域生活支援事業）で同等のサービスを提供していきます。

#### 【重度障害者等包括支援】

サービス提供事業所は町内に1か所ありましたが、平成26年3月に廃止となっております。サービスの利用実績がないため、令和3年度以降、利用を見込みません。

## (2) 日中活動系サービス

## ① サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者（障害支援区分3以上、50歳以上は2以上）に、主として日中に、事業所などで入浴、排せつ、食事の介護等や創作的活動などの機会を提供します。 施設入所者も併用可能（障害支援区分4以上、50歳以上は3以上）です。
自立訓練 （機能訓練）	身体障がい者への身体機能の回復等に必要なる理学療法・作業療法・リハビリテーションや生活に必要な助言などの支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的・精神障がい者の入浴、排せつ及び食事といった日常生活を営むための訓練や助言などを行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、訓練や求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための支援を一定期間行います。65歳以上は一定の要件があります。
就労継続支援 （A型：雇用契約あり）	一般企業への就労が困難な障がい者に、事業所への通所により就労の機会や生産活動の機会提供や訓練などを行います。65歳以上は一定の要件があります。（雇用契約を結び給料をもらいながら利用）
就労継続支援 （B型：雇用契約なし）	一般企業への就労が困難な障がい者や、一定の年齢に達している人などに、事業所への通所により就労の機会や生産活動の機会提供や訓練などを行います。（日中活動のなかで工賃をもらいながら利用）
療養介護	病院等において、医療と常時介護を必要とする障がい者（障害支援区分5以上、または区分6）への医療的ケアや介護等を行います。
短期入所 （ショートステイ）	介護者が病気などで介護できない場合（障害支援区分1以上）に、短期間、施設へ入所して、入浴、排せつ及び食事の介護などを行います。

◆ 第4章 第6期障がい福祉計画

② サービスの見込量

サービス名	単位	実績（見込）	見込量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	1,041	1,080	1,100	1,120
	人/月	56	57	58	59
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	0	20	20	20
	人/月	0	1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	13	20	20	20
	人/月	1	1	1	1
就労移行支援	人日/月	10	20	20	20
	人/月	1	2	2	2
就労継続支援 （A型）	人日/月	525	570	570	570
	人/月	28	30	30	30
就労継続支援 （B型）	人日/月	1,156	1,260	1,530	1,800
	人/月	71	70	85	100
就労定着支援	人/月	0	0	0	0
療養介護	人/月	8	9	9	9
短期入所 （ショートステイ）	人日/月	63	100	100	100
	人/月	9	14	14	14

③ 日中活動系サービス見込量設定及び確保の方策

【生活介護】

平成30年度以降、利用者数はわずかに増加傾向にあり、令和3年度に57人を見込み、以後、毎年1名の増加を見込みます。

【自立訓練（機能訓練）】

平成27年度に1人の利用実績があるだけで、現在は利用者がありません。令和3年度以降、1人の利用を見込みます。

**【自立訓練（生活訓練）】**

平成27年度に1人の利用実績があった後、令和元年度にも1人の利用がありました。令和3年度以降、1人の利用を見込みます。

**【就労移行支援】**

近年、一般企業等への就労を希望する人、特別支援学校の高等部を卒業して就職を目指すなかでアセスメントを受ける人が毎年数人いる状況です。現在、北播磨圏域に2つの事業所がありますが、今年度末で1つの事業所が閉鎖する予定です。令和3年度以降、2人の利用を見込みます。

**【就労継続支援（A型）】**

ここ数年、30人前後で推移しており、令和3年度以降も30人前後の利用を見込みます。

**【就労継続支援（B型）】**

毎年利用者が増加傾向にあり、一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに就労に必要な知識、能力の向上を図る訓練、あるいは特別支援学校卒業生の進路先としての需要は今後も続くことが予想されます。そこで、令和4年度に1か所の開設を見込み、令和5年度に1か所の増員を見込みます。

**【就労定着支援】**

近隣にサービス提供事業所がなく、また多可町内においても開設の情報はありませんので、令和3年度以降、利用を見込みません。

**【療養介護】**

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者が対象です。今後も大きな変化はないと見込みます。

**【短期入所】**

毎年利用者が増加傾向にありましたが、令和2年度はコロナ禍で、利用が減少しています。令和3年度以降は、コロナ対策が進むことを見込み、14人程度の利用を見込みます。

### (3) 居住系サービス

#### ① サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援（相談・助言など）を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営む住居で、相談をはじめ、入浴や食事、排せつ、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設で、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介助などを行ないます。日中に利用されるサービスによって、一定の要件があります。

#### ② サービスの見込量

サービス名	単位	実績（見込）	見込量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
共同生活援助	人/月	18(2)	24(3)	24(3)	24(3)
施設入所支援	人/月	26	26	25	24

・（ ）の数值は、当該人数のうち、精神障がい者の人数です。

#### ③ 居住系サービス見込量設定及び確保の方策

##### 【自立生活援助】

平成30年にスタートしたサービスで、今のところ、多可町内にも近隣市町にも事業所がなく、サービス提供体制が整備され利用までには時間を要すると考えます。令和5年度に1人見込みます。

##### 【共同生活援助】

現在、4つの事業所で利用者は横ばいの状況です。今後はさらに日常生活の場として利用希望者は増加すると見込みます。令和3年度中に1か所の開設を見込みます。

##### 【施設入所支援】

施設入所者数については、今後、地域移行を進めることにより施設入所者の削減が実現できるように目標値を設定しました。この数値は、3の(1)の施設入所者数の目標数値と整合を図っています。

## (4) 相談支援

### ① サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の課題の解決や適切なサービス利用に向けて利用計画の作成、利用状況の検証及び利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人が、地域生活に移行するための住居の確保や活動の相談などを行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や居宅において単身等で生活している障がいのある人などに対し、連絡体制を確保し、障がい特性に起因した緊急の事態に、相談や支援を行います。

### ② サービスの見込量

サービス名	単位	実績（見込）	見込量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	36	36	37	38
地域移行支援	人/月	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
地域定着支援	人/月	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)

- ・（ ）の数値は、当該人数のうち、精神障がい者の人数です。

### ③ 相談支援見込量設定及び確保の方策

#### 【計画相談支援】

令和3年度に36人を見込み、以後、毎年1名の増加を見込みます。

#### 【地域移行支援・地域定着支援】

今のところ多可町内に事業所がありません。サービス提供体制が整備されて利用されるまでには時間を要すると考えます。令和5年度に1人見込みます。

## 5 地域生活支援事業の充実

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民の理解を深める研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。第5期と同様に第6期でも継続して実施します。

### (2) 自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民が地域において自発的に行う活動を支援する事業です。第5期と同様に第6期でも継続して実施します。

### (3) 相談支援事業

#### ① サービスの概要

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する事業です。

#### 【障がい者相談支援事業】

障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結びつけていくための相談支援を行います。

## 【基幹相談支援センター】

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止などの業務を行います。

## 【基幹相談支援センター等機能強化事業】

一般的な相談支援事業に加え、専門的なカウンセリングを要する事例への対応のため、専門の職員を配置した相談窓口を設置し、相談支援機能の強化を図るものです。

## 【住宅入居等支援事業】

障がいのある人の地域生活を支援するため、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などの支援を行います。

## ② サービスの見込

区分	単位	実績（見込）	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1	
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	

## ◆ 第4章 第6期障がい福祉計画

### ③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

#### 【障がい者相談支援事業】

現在、養徳会に委託して設置した多可町障がい者相談支援センターを中心に相談支援事業を展開しています。

#### 【基幹相談支援センター】

基幹相談支援センターを設置するためには、他の相談支援事業所等への指導・助言や権利擁護に関する専門的な人材のさらなる確保が必要と考えていますが難しい状況です。今後は、近隣市町の動向を参考にしながら、基幹相談支援センターの設置について検討していきます。

#### 【基幹相談支援センター等機能強化事業】

現在、養徳会に委託して設置した多可町障がい者相談支援センターを中心に相談支援事業を展開しています。

今後も他の相談支援事業者との連携を図り、多様なニーズに対応できる体制を構築していきます。

#### 【住宅入居等支援事業】

これまでに実績はありませんが、今後、ニーズがあれば、必要な支援につなげていきます。

## (4) 成年後見制度の利用促進策

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の基本的な考え方や目標を理解して、今後の施策を展開していきます。なお、「(4) 成年後見制度の利用促進策」は成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画に相当するものです。

### ①【基本的な考え方】

- ・ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ・自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ・財産管理のみならず、身上保護も重視

### ②【目標】

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制を構築する。

※ 多可町障がい者相談支援センターを中心に福祉課と連携しながら早期発見と早期の対応に取り組んでいるところです。今後は、保佐、補助の利用も視野に入れた連携を目指します。

イ チーム・協議会・センターといった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化する。

※ 地域連携ネットワークの構築にあたっては、多可町障害者総合支援協議会等において基本的な仕組みの構築に向けて検討していきます。

ウ 地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、及びそれらの機能の段階的・計画的整備について定める。

※ 中核機関となれば、多可町障がい者相談支援センターが予想されますが、取り組むべき事項や人材確保といった課題も予想されます。今期は課題の整理と運用にあたっての方向性を検討していきます。

## ◆ 第4章 第6期障がい福祉計画

エ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする。

※ 多可町障がい者相談支援センター、福祉課、裁判所等の連携に加え、地域の住民の方々や民生委員の方々の協力は欠かせない状況です。今後も制度の周知に努めるとともに連携を推進していきます。

オ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方を検討していきます。

※ 成年後見制度利用支援事業は、すでに実施していて、成年後見のみならず保佐、補助も対象としているところです。ただ、町長申立てを想定しており、今後は、本人申立て、親族申立ての場合も対象とするかについて検討する必要があります。

### ③ 成年後見制度利用支援事業

#### ア サービスの概要

障がい福祉サービス利用などの契約や財産管理などを行う「成年後見人」の利用を支援します。身寄りのない人には、町長が申立てをすることや成年後見に必要な費用の助成を行うなど障がい者の権利擁護を図ります。親と同居の障がい者が多いなかで「親亡き後」の障がい者の生活の支援を行うものとしても期待されています。

#### イ サービスの見込量

区分	単位	実績（見込）	見込量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用	人	0	1	1	1

#### ウ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

ここ数年は実績がありません。今後はサービスの周知を図ることで、令和3年度以降、毎年、1人を見込みます。

## ④ 成年後見制度法人後見支援事業

## ア サービスの概要

成年後見制度における後見等の業務を適正に行う体制を整備するため、研修の提供などにより、市民後見人の活用を含め、法人後見実施団体の活動を支援します。

これまでに実績はありませんが、関係機関が実施する研修に関する情報を事業所と共有しながら、制度の趣旨に見合う支援を行っていきます。

## イ サービスの見込量

区分	単位	実績（見込）	見込量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人 後見利用	人	0	1	1	1

## ウ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

ここ数年は実績がありません。今後はサービスの周知を図ることで、令和3年度以降、毎年、1人を見込みます。

## (5) 意思疎通支援事業

### ① サービスの概要

#### 【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

#### 【手話通訳者設置事業】

聴覚障がい者などのコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を公的機関に設置する事業です。

### ② サービス量の見込

区分	単位	実績（見込）	見込量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者、要約筆記者派遣事業実利用件数	件/年	60	60	60	60
手話通訳者設置事業	人/年	0	1	1	1

### ③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

#### 【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

ここ数年の実績をみますと平成30年度は14件、令和元年度は55件と増加しています。これは令和元年5月に設置手話通訳者が退職したため兵庫県に依頼する件数が増加したためです。現在、後任の手話通訳者をさがしています。

#### 【手話通訳者設置事業】

令和元年5月に設置手話通訳者が退職したため、現在、後任の手話通訳者をさがしています。

## (6) 日常生活用具給付等事業

### ① サービスの概要

重度の障がいのある人に、日常生活を便利又は容易にする用具の給付や貸与を行います。

#### 【介護訓練支援用具】

電動ベッドや移動用リフトなど主に身体介護に要するもの

#### 【自立生活支援用具】

入浴補助用具や特殊便器など、自立生活を支援するもの

#### 【在宅療育等支援用具】

ネブライザー（※1）やたん吸引器など在宅で療養する際に用いるもの

#### 【情報・意志疎通支援用具】

点字器やファックスなどコミュニケーションや情報収集に用いるもの

#### 【排せつ管理支援用具】

ストマ用装具（※2）や紙おむつなど排せつ管理を支援するもの

#### 【住宅改修費】

段差の解消など生活動作を円滑にするための住宅改修

※1 喘息の患者が薬剤を経口吸入する器具

※2 造設した人工膀胱、人工肛門で排泄される尿、便を貯める装具

## ◆ 第4章 第6期障がい福祉計画

### ② サービス量の見込

区分	単位	実績（見込）	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
給付件数	介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3	3
	自立生活支援用具	件/年	5	5	5	5
	在宅療育等支援用具	件/年	3	3	3	3
	情報・意志疎通支援用具	件/年	8	5	5	5
	排せつ管理支援用具	件/年	620	630	640	660
	住宅改修費	件/年	2	2	2	2

### ③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

- ・ ストマ用装具の利用が多く、平成29年度は63人の利用であったが、令和元年度は69人が利用していて増加傾向にあり、令和3年度以降も増加すると見込みます。

## （7）手話奉仕員養成研修事業

### ① サービスの概要

手話通訳者の前段階となる手話奉仕員を増やすため奉仕員養成研修を行います。

### ② サービス量の見込

区分	単位	実績（見込）	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	3	3	3	3	

### ③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

- ・ 町独自の手話奉仕員養成研修を継続します。また、手話通訳者の登録を目指し、広域で行っている研修事業を継続します。

## (8) 移動支援事業

### ① サービスの概要

単独での外出が困難な障がい者に、ガイドヘルパーによる社会参加等のための外出支援を行います。

### ② サービス量の見込

区分	単位	実績（見込）	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用見込み者数	人/年	6	6	6	6	
延利用見込み時間数	時間/年	120	150	150	150	

### ③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

- 公共交通が極めて利用しにくい多可町において社会参加を促進していくために、サービスを必要としている人に、個別支援会議などにより利用者一人ひとりの障がい特性や必要性などに柔軟に対応し、地域での移動をできる限り支援していきます。
- 関係機関が実施する研修に関する情報を事業所と共有し、ヘルパーの養成とサービスの向上につなげていきます。

## (9) 地域活動支援センター

### ① サービスの概要

日中、地域活動支援センターに通い、創作的活動や生産活動を行うことで社会との交流を促進します。

### ② サービス量の見込

区分	単位	実績（見込）	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
町内地域活動支援センター	か所	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0
他市町地域活動支援センター	か所	2	2	2	2	2
	人/年	6	6	6	6	6

### ③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

- ・町内に地域活動支援センターが2か所ありましたが、「みどりの家」が平成29年4月に障がい福祉サービス事業所（生活介護）へ移行し、令和2年3月に「開拓松葉園」が閉鎖し、多可町内に地域活動支援センターはなくなりました。

## (10) 日中一時支援事業

### ① サービスの概要

自宅で介護を行う家族の休息などのために、日中、障がい福祉サービス事業所などで障がい者や障がい児を一時的（日帰り）に預かり、見守りや日常的な訓練などを行います。

### ② サービス量の見込

区分	単位	実績（見込）	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用見込み者数	人/年	10	16	16	16	16

### ③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

- ・毎年18人前後の利用がありましたが、コロナ禍で令和2年度10人前後になると予想します。コロナ対策も進展し、令和3年度以降、16人前後と予想します。

## (11) 障がい児タイムケア事業

### ① サービスの概要

学齢期の児童（幼稚園～高校3年生）が学校下校後に活動する場を確保するとともに、保護者の就労支援と家族の一時的休息を目的として預かりサービスを提供します。

### ② サービス量の見込

区分	単位	実績（見込）	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用見込み者数	人/年	10	10	10	10	

### ③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

- まず、この事業は、障がいがあることによって、障がいのない児童と違う対応をすることを目的としているものではありません。
- 障がいのあるなしに関係なくみんなが同じ空間で過ごすことが本来の姿ですが、障がい理解や個別の対応が必要なことで、この事業を希望する人が利用しています。

## (12) 生活訓練等事業

### ① サービスの概要

精神障がい者の引きこもり防止と社会復帰のきっかけづくり、また家族の負担軽減を図ることを目的としています。

### ② サービス量の見込

区分	単位	実績（見込）	見込量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み者数	人/年	0	120	120	120

### ③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

- 精神障がい者デイケア事業として、白ゆり会に委託していましたが、職員確保等の問題から事業を断念され、令和元年度から実績がありません。新たな委託先を検討します。令和3年度以降、平成30年度と同程度を見込みます。
- 内容は、心理士などのスタッフと音楽療法をはじめとした様々なプログラムに興じる「やすらぎのつどい」(月2回)、ピアカウンセラーと喫茶を楽しむ「やすらぎ cafe」(月1回)の2種類です。

## (13) 社会参加促進事業

### ① サービスの概要

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇などに資する障がい者スポーツ大会や各種スポーツ・レクリエーション教室を開催します。

令和2年度は、コロナ禍で障がい者スポーツ大会は中止になりました。令和3年度以降は、コロナ対策も進展して開催されることを見込み、令和3年度以降、令和元年度と同程度の160人を見込みます。

### ② サービスの見込量

区分	単位	実績（見込）	見込量		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者スポーツ大会	参加者数	—	160	160	160
知的障がい者スポーツ教室等	回/年	39	40	40	40

※障がい者スポーツ大会の参加者数は、障がい者、家族、スタッフの合計人数

### ③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

#### 【障がい者スポーツ大会】

障がい者の方々も年々高齢化していくなかで現状の参加者数を維持することが難しい状況ではありますが、障がいによって有利不利の生まれない種目を常に障がい者の目線で考え、誰もが参加して楽しめる大会になるように努めます。

#### 【知的障がい者スポーツ教室等】

手をつなぐ育成会への委託事業を継続実施し、ニーズ把握を育成会とともに進めながら、また、ボランティアの協力を得ながら、教室の充実を図ります。コロナ禍でもあり、令和3年度以降、「カラオケ教室」は開催しないということで見込んでいます。

## (14) その他の地域生活支援事業

### ① サービスの概要

#### 【訪問入浴サービス事業】

入浴が困難な在宅の障がい者の居宅を訪問し、入浴車による入浴の介護を行います。

#### 【福祉ホーム事業】

低額な料金での居室の利用と日常生活に必要な支援を提供します。

#### 【自動車運転免許取得費助成事業】

身体・知的・精神の障がいのある人に就労と行動範囲の拡大のため、自動車の運転免許を取得した場合の費用の一部を助成します。

#### 【自動車改造費助成事業】

就労などに伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。

#### 【奉仕員養成研修事業】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意志疎通を図ることに支障がある人に、奉仕員としてボランティアができる人材の育成を行います。(手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員など)

### ② サービスの見込

事業名	単位	実績（見込）	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問入浴サービス事業	実施の有無	有	有	有	有	
福祉ホーム事業	実施の有無	有	有	有	有	
自動車運転免許取得費助成事業	実施の有無	有	有	有	有	
自動車改造費助成事業	実施の有無	有	有	有	有	
奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有	

## 6 障がい児通所支援サービス等の見込量及び確保の方策

## (1) 障害児通所支援

## ① サービスの概要

児童発達支援	療育の観点から集団教育及び個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能障がいがあり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がい児に発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童（中高含む）に、授業の終了後又は学校の休業日において、生活能力向上に必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児の課題の解決や適切なサービス利用に向けて利用計画の作成、利用状況の検証及び利用計画の見直しを行います。

## ② サービスの見込量

サービス名	単位	実績（見込）	見込量			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	人日/月	10	30	30	30	
	人/月	2	3	3	3	
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	
	人/月	0	0	0	0	
放課後等デイサービス	人日/月	71	150	180	200	
	人/月	7	15	18	20	
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	
	人/月	0	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	
	人/月	0	0	0	0	
障がい児相談支援	人/月	3	7	7	7	

## ◆ 第4章 第6期障がい福祉計画

### ③ 障害児通所支援サービス見込量設定及び確保の方策

#### 【児童発達支援】

令和元年度に20日／月ほど利用された障がい児がいました。令和3年度以降、30人日／月（3人／月）を見込みます。

#### 【医療型児童発達支援】

ここ数年は利用実績がなく、令和3年度以降、利用を見込みません。

#### 【放課後デイサービス】

多可町内には重症心身障がい児対応の事業所が1か所あるだけで、通常の放課後等デイサービスの事業所がありません。サービスが認知されてくるとともに利用者数が増加してきています。令和3年度に、通常の放課後等デイサービスの事業所が1か所開設されることを予定し、利用の増加を見込みます。

#### 【保育所等訪問支援】

令和5年度末に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指している段階であり、その間、利用を見込みません。

#### 【居宅訪問型児童発達支援】

ここ数年は利用実績がなく、令和3年度以降、利用を見込みません。

#### 【障がい児相談支援】

今後、障がい児に係るサービスの利用は増加することが予想されます。それにもない、令和3年度以降、増加すると見込みます。



多可町障害者総合支援協議会 計画検討部会委員名簿

NO	団体名	役職	氏名
1	国立大学法人 兵庫教育大学大学院 学校教育研究科特別支援教育学専攻	教授	石倉 健二 (部会長)
2	多可町社会福祉協議会	事務局長	高原 誠 (副部会長)
3	加東健康福祉事務所	副所長	大西 克史
4	北はりま特別支援学校	校長	石川 勝己
5	多可町身体障害者福祉協会	会長	藤本 進
6	多可町手をつなぐ育成会	会長	吉本 優
7	白ゆり会家族会	地区役員	藤原 節夫
8	指定障がい者支援施設ひのもと青年寮	職業指導員	笹倉 元
9	特定非営利活動法人やちよ	理事長	工古田 隆夫
10	北播磨障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当	森 一人

多可町障害者総合支援協議会条例

平成28年3月29日条例第15号

改正

平成29年3月27日条例第16号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、多可町障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務
  - (2) 障害者総合支援法第89条の3第2項に規定する事項を処理すること。
  - (3) 障害者総合支援法第88条第8項及び第9項に規定する事項を処理すること。
  - (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第18条第1項に規定する事項を処理すること。
- 2 協議会は、障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 指定相談支援事業者から推薦を受けた者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者から推薦を受けた者
- (3) 障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）及びその家族
- (4) 障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (5) 学識経験者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (部会)

第7条 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく町障害者計画及び障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく町障害福祉計画の策定及び進行管理について調査審議するため、協議会に計画検討部会を置く。

2 前項に定めるもののほか、特定の事項について調査審議するため、協議会に部会を置くことができる。

3 前2項の部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

## (守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

## (委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日条例第16号抄）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

多可町障害者総合支援協議会条例施行規則

平成28年3月29日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、多可町障害者総合支援協議会条例（平成28年多可町条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の組織)

第2条 条例第7条第1項に規定する計画検討部会は、委員10人以内をもって組織する。

(部会の部会長及び副部会長)

第3条 前条の部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 第2条の部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集する。ただし、部会長及び副部会長が選出されていないときは、条例第5条第1項に規定する会長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(発達支援部会の組織)

第5条 条例第7条第2項の規定に基づき設置する発達支援部会は、委員20人以内をもって組織する。

(発達支援部会の会議)

第6条 発達支援部会の会議については別途要綱に定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が多可町障害者総合支援協議会の意見を聴いて定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月31日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 第6期多可町障がい福祉計画

(第2期多可町障がい児福祉計画を含む)

令和3年3月

発行：多可町 福祉課

〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123

TEL：0795-32-5120

FAX：0795-30-2526